

香川県条例第22号

香川県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準 第23条 略 別表（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1第26号又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1<u>第66号の3</u>に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。</td></tr></table>	略	備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1第26号又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1 <u>第66号の3</u> に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。	第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準 第23条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第3項の規定により、県の区域に属する公共用水域に排出される排出水の汚染状態についての同条第1項の排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準は、別表のとおりとする。 別表（第23条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr><tr><td>備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1<u>第25号、第26号</u>又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1<u>第66号の2</u>に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。</td></tr></table>	略	備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1 <u>第25号、第26号</u> 又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1 <u>第66号の2</u> に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。
略					
備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1第26号又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1 <u>第66号の3</u> に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。					
略					
備考 1～9 略 10 「無機化学工業製品製造業に係るもの」とは、令別表第1 <u>第25号、第26号</u> 又は第27号に掲げる施設のいずれかを設置する工場又は事業場をいう。 11～31 略 32 旅館業に係る特定事業場（令別表第1 <u>第66号の2</u> に掲げる施設のいずれかを設置する事業場をいう。）に関するこの表の適用については、同表備考以外の部分中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」と、「昭和50年1月1日以後」とあるのは「平成21年10月1日以後」と、同表備考30中「昭和50年1月1日前」とあるのは「平成21年10月1日前」とする。					

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表備考32の改正規定は、公布の日から施行する。